

No.	質疑内容等	回答など
1	<p>【小松西の浦地区の土石流災害防止対策について】 第2区より基山町へ令和3年6月に小松西の浦地区の土石流災害防止対策について要望し、基山町から佐賀県へ防災対策事業の要望をしていただきました。小松集落の中心部が土砂警戒区域になっており、土石流災害の懸念が払拭できておりません。あれから数年経っておりますが、どのように進んでいるのかその後の進捗状況をお知らせいただきたい。</p>	<p>令和3年6月に要望がありましたので、令和3年7月14日付けで町から県へ正式な要望書を提出した後、県では事業化に向けた検討が行われ、「園部川第十六砂防事業」として、既に県と国の間で事業認可に関する協議が行われています。令和7年度には、県による現地調査が行われ、認可に向けて国と協議を継続していくこととなっています。県への働きかけも行いますが、砂防ダムの実施については事務所の中でも順番があるのでもうしばらくお待ちいただければと思います。 また、治山ダムについては小松地区で令和2年度から着手されており、令和7年度には全ての工事が終わる予定です。</p>

No.	質疑内容等	回答など
2	<p>【地区が抱える相続登記また不動産に関する専門員の配置について】 地縁団体設立及び地区が所有する不動産に関して、地区が抱える相続登記問題また問題解決に対する専門知識を有する集落支援員等の配置を基山町へお願いできないでしょうか。</p> <p>(補足意見①) 相続登記が義務化されたことをきっかけに、問題の掘り起こしを町がやって、地域に働きかけをしていただきたい。</p> <p>(補足意見②) 地縁団体等に関する相続登記を行うことが困難な事例については法務局に何度も相談し、罰則の有無については各々の事情によって変わるが、法律上は義務というのが見解でした。</p>	<p>配置する目的が異なるため、集落支援員の配置は難しいです。そういった支援が必要であれば、専門員を雇うことはできますが、余程の知見や資格をお持ちでないとあまり意味はないと思います。町職員程度の知識で対応が可能な範囲であれば、まずは町の担当課で対応いたします。</p> <p>集落支援員については現在、地域力を維持し、農業の活性化、地域の雇用・就労支援、スポーツ推進、健康増進等の目的で配置しているため、相続登記問題、問題解決に対する専門知識を有する集落支援員の配置については現時点では予定していません。地縁団体等に関することについては総務課で対応していますので、遠慮なくご相談ください。</p> <p>また、相続登記については法務局で行うものですが、法務局だけでは対応できないものもあるため、まずは役場の総務課に相談いただければと思います。</p> <p>(補足意見①に対する回答) 地縁団体に関する相続登記の問題はおそらく町内に無数に存在しますし、掘り起こした後の問題の処理は非常に困難なため、解決策より、全てを相続しなくてはいけないのかということを法務局へ確認したいと思います。町でも町道や墓地等の問題で確認をし始めています。その結果によって次を考えたいと思います。</p> <p>(補足意見②に対する回答) 地縁団体については既存の法律では解決が不可能なので、法律以外の決まりなどがあればと考えています。まずは町の総務課や法務局と協議を行っていきます。</p> <p>【後日追記】 (補足意見①に対する回答) 地縁団体が所有する不動産を移転登記する際に、登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、下記のア～エの全てに該当する場合、町が公告の手続きを行い、証明書を発行することで、地縁団体が単独で登記の申請を行うことができます。 ア、不動産を所有していること。 イ、不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。 ウ、不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。 エ、不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。 提出していただく書類がありますので、詳しい内容につきましては、総務課にお問い合わせください。</p>

No.	質疑内容等	回答など
3	<p>【町道小松古屋敷2号線・黒目牛若松線・長浦1号線・柿の原1号線の道路改良について】</p> <p>数年前より小松古屋敷2号線・黒目牛若松線・長浦1号線・柿の原1号線について毎年のようにアスファルトの剥離・道路陥没などの不具合箇所が発生し、その都度応急処置をお願いしています。</p> <p>しかし、あくまで応急の処置であり、各路線とも全体的に路面が傷んでおり、状況が非常に悪く、長い期間耐えるような処置ではありません。</p> <p>そこで、道路改良工事として予算を組んでいただき、応急処置ではない抜本的な対策をお願いしたい。</p> <p>(補足意見①)</p> <p>この質問については歴代の区長さんがお願いしている。リスト自体には上がっているか。</p> <p>(補足意見②)</p> <p>5箇年計画に優先項目の基準はあるか。応急対策を何度も行うより抜本的な対策をとった方が費用がかからないと思うがどうか。また、4路線については避難道としても使用している。そのあたりも重視していただきたい。加えて基準の項目の見える化をしてほしい。</p>	<p>道路改良工事の実施には舗装維持管理計画への記載が必要です。4路線については令和5年～6年に修繕、応急対策を行っていますが、抜本的な対策については計画の中で、順番に実施します。4路線を現計画に挙げることは難しいので、次期計画(令和10～14年度)に記載できればいいと思いますが、それはこれから調査していく必要があります。計画については優先順位をつけ、各区のバランスを考えていく必要があります。また優先順位を付ける根拠によっても内容は変わるので、注意深く確認していただければと思います。</p> <p>(補足意見①に対する回答)</p> <p>現計画には4路線は含まれていないので、今後の計画で考えていく必要があります。計画内のものは「修繕工事」で、ある程度延長が長いものを載せているので、小規模の破損箇所については「修繕」として発注します。修繕については都度予算を確保して修繕をしますが、予算確保ができない場合は応急対応をしています。傷みはあるが、計画に記載がないものがあれば現場立会での確認の上、修繕または応急対応をさせていただくので、ご相談ください。</p> <p>(補足意見②に対する回答)</p> <p>優先項目の基準は舗装の傷み具合、通学路、避難箇所への接続道路などがあります。応急対策か抜本的な対策をとるかは現場の状況によります。抜本的な対策が現在行っている修繕や応急対策の10倍程度の予算内であれば抜本的な対策を行うほうが良いですが、それ以上の予算がかかる場合は慎重な対応となります。舗装維持管理計画はホームページにも公表しており、その中に調査結果なども掲載されています。評価項目の変更も検討し、4路線を計画に記載できればいいと考えております。</p>

No.	質疑内容等	回答など
4	<p>【グリーンパーク最奥部の誘致企業について】 数年前に町有地であったところを企業に売却されたと聞いています。すでに誘致企業が工事を仕掛かっているようですが、どういう企業なのか第2区として把握しておりません。今後、企業の建設が進みますと工事中においては工事車両等、建設が終了すれば従業員車両及び通行車両等が第2区管内を通ると思われます。企業によっては第2区にもいろいろな影響が出てくると思われしますので、企業について詳細なご説明をいただければと思います。</p>	<p>令和5年5月に、久留米市のマルゼングループ協同組合に普通財産の売却処分を行いました。マルゼングループ協同組合は、物流倉庫業務や宅地建物取引業務等を行っており、運送業務を強みに倉庫事業を展開し、共同購買、第一種貨物利用運送業、倉庫業、不動産開発など様々なサービス業を行っています。</p> <p>現在、出入口道路の工事を行っていますが、道路工事完了後は、マルゼングループ協同組合の組合員である物流系企業のトラック約30台分の駐車場と事務所の整備を進めたいという事で、駐車場整備後には朝と夕方に交通量が増えることが予想されます。</p> <p>【後日追記】 マルゼングループに確認したところ、「出入口道路の工事が完了し、4月25日に出入口道路の完了検査が終わったので、開発の協議を進めていきたい」とのことです。(令和7年5月末時点)</p>
5	<p>【法面崩壊の原因調査とイノシシの捕獲・駆除について】 地区住民によると本年は今まで出ていなかった集落付近までイノシシが出て農作物を荒らしたり、山間部では屋間でもイノシシが出没している状況です。また道路沿いの法面等をイノシシが掘り返し、法面崩落から土砂崩壊災害に至る原因にもなっているのではないかと思います。</p> <p>今後、山間部で起こる土砂災害とイノシシとの因果関係の調査と増え続けるイノシシの捕獲・駆除・対策を行うことが、土砂災害の軽減に繋がると思われます。</p> <p>基山町の見解をお聞かせください。</p>	<p>近年多発している林道等の土砂崩壊災害の原因にイノシシによる被害との因果関係があるものはありませんが、今後、イノシシによる法面への被害が増加していけば、土砂崩壊災害の要因の一つになる可能性はあると考えております。昨年までは町と猟友会との間にコネクションがありませんでしたが、今年から良い関係を築けており、イノシシの捕獲・駆除数が前年度と比較して100頭以上増えています。今後も猟友会を支援するようなメニューを追加するなど、連携を強くしていきたいと考えています。町では、令和6年度に基山町独自の鳥獣被害対策補助事業として、捕獲班を設置した組織への補助や狩猟免許取得に係る経費に対する補助、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備に係る経費に対する補助を実施しています。令和7年度には免許更新に係る経費の補助など、さらにメニューを追加することを検討しています。</p> <p>【後日追記】 狩猟免許取得に係る経費に対する補助について、狩猟免許予備講習会費、医師からの診断書料金及び免許更新に係る経費について令和7年6月より補助しております。</p>

No.	質疑内容等	回答など
6	豚コレラの検査はしていますか。	<p>担当課に確認します。</p> <p><b>【後日追記】</b>          県の要請を受け、基山町猟友会の方に協力いただき、令和6年4月から基山町内における野生イノシシの豚熱(旧称:豚コレラ)感染状況検査を行っています。令和7年3月1日現在、令和6年度に計画されていた30頭の検査が終わっています。結果は全て陰性です。</p>
7	基山町独自のワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備に係る補助制度は生産者ではなく、自分の家の畑に設置する場合でも使えるのか。	<p>使えます。詳細は産業振興課へお尋ねください。</p> <p><b>【後日追記】</b>          補助制度の利用については主に以下の流れとなります。          ①設置予定箇所が制度対象であることの確認のため産業振興課へ相談          ②交付申請書と併せて計画書や設置予定の設備の金額が分かる書類を提出          ③補助金の交付が決定した後に設備を購入          ④設備の設置完了後に実績報告書と併せて購入を証明できる書類(領収書)や設置後の写真などを提出          ⑤補助金の交付金額確定後に請求書を提出          ⑥産業振興課より請求書に記載の口座にお振込み</p>
8	<p><b>【森林譲与税の活用について】</b>          基山町ではイノシシの駆除を、主に猟友会を中心とした有志の方々や一部地区住民により駆除が行われています。猟友会メンバーも限られている中で、生息地の拡大と頭数の増加に対し駆除を行う人員が不足している状況ではないでしょうか。          そこで基山町で現在徴収されている森林税を害獣駆除対策費やイノシシ等の害獣駆除専門員の採用などに活用されたらどうでしょうか。生息地が拡大し増加傾向にあるイノシシの捕獲頭数が増えることにより、町内で獲れた多くのイノシシをジビエ処理加工施設で加工し、基山町特産物として売り出せば害獣駆除と処理施設の有効活用にもっと繋がるのではないのでしょうか。</p>	<p>「森林環境税」は、「森林の整備に関する施策」等へ使用することとされており、直接的に森林に関する事業へ使用することを考えておりません。町では令和6年度に創設した基山町独自の鳥獣被害対策補助事業にて、狩猟免許取得の支援や地域での捕獲活動等(捕獲班)の支援をすることで駆除を行っていただけの方を増やしており、今年度新たに2名が免許を取得されました。また、猟友会との連携を強化したことで、ジビエ処理加工施設の利用によるジビエ肉の有効活用も進めています。小郡市と春日市にあるそば店では基山産イノシシ肉を使用したそばを出しているところもあります。</p>

No.	質疑内容等	回答など
9	<p>【県道基山平等寺筑紫野線の要望事項について】 第2区の幹線道路である県道基山平等寺筑紫野線は県外車両の通過が多く、「速度規制・横断歩道注意喚起・追い越し禁止等」について歴代の区長がたびたび陳情並びに要望事項として上げておりますが、なかなか改善に至っていないのが現状であります。第2区管内での事故を未然に防ぎ、起こさないためにも、要望事項の繰り返しではなく、基山町としてもっと県への陳情及び要望事項を汲み取っていただき、達成できるような動き・働きかけをお願いしたい。</p> <p>(回答に対する意見①) 横断歩道については何らかの方策をとっていただきたい。</p> <p>(回答に対する意見②) スピードの取り締まりに関しては昼間ではなく、朝6時~7時の通勤時間帯に行っていただきたい。</p>	<p>警察と速度規制と追い越し禁止について協議したところ、速度規制を現行の50キロから40キロへ変更することは困難ですが、取り締まりを複数回実施し注意喚起を行うとの回答を得ており、横断歩道の注意喚起については、既に飛び出し注意看板を設置して対応を行っております。</p> <p>また、要望のあった横断歩道前後のカラー舗装については、佐賀県東部土木事務所より「横断歩道のカラー舗装を設置している箇所があまりないため、慎重に検討する必要がある、現時点では実施できない。」という回答がありましたが、令和7年度に「横断歩道あり」という路面標示を行うことを検討されています。</p> <p>(回答に対する意見①)に対する回答) 横断歩道すべてに対策をとることは難しいため、優先順位を決めてほしいと思います。また、カラー舗装が設置不可能かどうかについては東部土木事務所に確認を行います。</p> <p>(回答に対する意見②)に対する回答) 取り締まりについても、まずはどの場所ですてほしいかというのを決めてほしいと思います。</p> <p>【後日追記】 第2区区長より、対策してほしい横断歩道の優先順位は、①小原地区、やまど付近②小松地区、バス停留所、大興善寺入口付近③皮籠石地区、第2区公民館西側付近と伺いましたので、その旨を東部土木事務所に連絡し、要望しております。横断歩道の手前に注意喚起のためのカラー舗装をしている箇所は、町内にはありません。</p> <p>スピードの取り締まりについては、令和7年度春の交通安全県民運動期間中の4月11日に、速度超過の違反切符を交付する場所を確保できる第2区公民館西側付近で、午前7:30~9:00の通勤時間に実施いたしました。</p>

No.	質疑内容等	回答など
10	<p>県道基山平等寺筑紫野線は福岡県ナンバーの車が抜け道として使っている。福岡県警など、福岡県側とも連携して注意喚起は行えないのか。</p>	<p>5年に1回くらい、福岡県警と連携しています。 私の方から佐賀県警に対して、福岡県警との連携について提案してみます。</p> <p><b>【後日追記】</b> 福岡県警との連携については、令和7年4月7日に春の交通安全県民運動に合わせて、鳥栖警察署、久留米警察署、小郡警察署の3署合同で出発式が行われています。県境を挟んで隣接する3署が連携して、交通事故抑止に取り組むため、実施されています。 また、新しい鳥栖警察署長がご挨拶に来られた際に、鳥栖警察署、久留米警察署、小郡警察署との連携を強化していただき、対応いただくよう要請しております。 さらに、町では防犯カメラを県境に設置するよう考えています。</p>
11	<p><b>【通学路のグリーンベルト設置要望の進捗状況について】</b> 町道田原1号線の通学路へグリーンベルト舗装を数年前よりお願いしているところではありますが、基山町よりなかなか今後の予定並びに見通しが示されません。通学時間帯の通行車両も多く、事故が起こってからでは遅いと思われるので、進捗状況並びに具体的な実施時期を示していただきたい。</p>	<p>町道田原1号線のグリーンベルトについては、令和6年度の通学路点検で現地を確認後、設置が必要と判断しております。令和7年度に国の補助金事業を活用し、設置できるように要望しています。</p> <p><b>【後日追記】</b> 令和7年度に設置できるよう社会資本整備総合交付金を国へ要望していましたが、認定されなかったため、実施が難しい状況になっています。引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」や佐賀県の補助事業を活用して、早期に実施できるよう取り組んでまいります。</p>

No.	質疑内容等	回答など
12	<p>【要望やお願いの対応について】</p> <p>基山町への要望やお願いをするときは、内容によっては緊急に処理をお願いする時とそうでない時もあります。お願いしたい事項については町担当者へ正確に要望内容を伝えているつもりではありますが、実施していただくまで時間がかかることが多々あるようです。</p> <p>聞くとところによると、町作業員の絶対数が少なく、対応が遅くなっているという声をお聞きします。昨今の気候変動で作業員の体調管理等大変でしょうが、人員の増員をお願いし、時間に余裕を持って対応していただくようお願いいたします。</p>	<p>作業員を含めた町の職員が行う修繕作業は限られており、人数の不足以外の理由で滞っている可能性があるため、リスト化し、要望の順番をきちんと把握できるようにしなければいけないと考えています。対応については段々と改善してきているかと思えます。</p> <p>要望の中で町道の修繕に関するものについては、緊急性がある場合は要望された当日に修繕する場合があります。また、作業員に限らず、町の職員も自ら行って適宜修繕を行っているものもあります。</p> <p>環境美化推進委員からの報告で要望事項を把握することが最も多く、それに関してもきちんと整理を行い、現在では対応ができるようになってきています。</p> <p>作業員の人数については現時点で足りていないとは考えていませんが、夏場など増員が必要な場合は対応を考えていきたいと思っております。</p>
13	<p>上記の質問に関連して、要望してからの反応が遅かったり、そもそも反応がなかったりする。途中経過の連絡もないことがある。</p> <p>途中経過でも構わないので、きちんと回答をもらいたい。</p>	<p>今、最も有効な方法は2点です。</p> <p>一つ目はまちづくり提案です。区長からまちづくり提案を出してもらおうと、公文として残ります。</p> <p>二つ目はWEB町長室です。2週間以内になんらかの形で回答するようになっています。</p>
14	<p>【空き家対策について】</p> <p>第2区管内においても空き家が非常に多くなっています。持ち主が定期的に訪れ、家・土地の管理などをされていれば問題ありませんが、管理不十分で樹木が繁茂し、家屋の崩れや周囲の道路や隣接地へ樹木が越境しているところも多々見受けられます。第2区も少子高齢化と共に区民の減少に困惑している状況です。</p> <p>そこで、基山町が空き家の調査を行い状況の把握はしてあると思っておりますので、空き家の所有者の承諾のもと管理・利活用を行ったり、地域と建物所有者の橋渡しを行う専門職員を配置し、不動産業者と連携・タイアップしながら空き家が少しでも減少するような施策を講じてもらえないでしょうか。</p>	<p>空き家が増え続けているわけではなく、一定数の空き家がずっとあります。売買や賃借の希望がある空き家は比較的すぐに買い手、借り手が現れます。相続で揉めていたり、物置に置いていて所持品の整理がつかないような、売買や賃借にスムーズに進めない空き家がずっと残っている状態です。</p> <p>管理不十分で樹木の繁茂等により荒れた空き家については、町から所有責任者へ複数回注意をしていますので、同様の場合があれば、まずは定住促進課へ相談をお願いします。また、既に不動産業者が空き家の手続き等を行っているところがあり、ご提案いただいた取組は既に現実で動いています。そういったところは業者としてもメリットがあるところになっています。危険な空き家については、空き家の解体に対しての補助金も活用が可能です。定住促進課にも空き家の事例が溜まってきているのでいつでもご相談いただきたいと思います。</p>
15	<p>上記の質問に関連して、基山町のホームページに載っている空き家情報は本人の希望で載せているのか。</p>	<p>本人の希望により載せていますが、既に民間の情報サイトに掲載されているものは掲載しません。</p>

No.	質疑内容等	回答など
16	<p>今年、居住者が転居し建物も撤去された空き地の樹木が秋光川に風で倒れることがあった。町の職員には見てもらったが、河川なので担当が佐賀県になるとのことだった。佐賀県から「風倒木を処理するために民地に入らなければならない、土地所有者の許可をとるために連絡先を知りたい。」と言われたが、所有者の連絡先が分からなかった。</p> <p>この件については、どうしても連絡先が分からず、佐賀県の方でこのままでは危ないと判断され、対応していただけたが、役場として、空き地の所有者にも連絡がとれる体制を整えてほしい。</p>	<p>所有者であるかどうかは別として、固定資産税を支払っている方の連絡先は役場で分かると思います。</p>
17	<p>園部地区の山手は下水や上水がない。合併浄化槽が始まって20年近く経っているが、壊れた場合に新しく設置するには補助があるのか。 また、単独浄化槽にも補助ができるようにしてもらえないか。</p>	<p>明日にでも調べてご連絡します。 単独浄化槽については、環境対策が十分ではないので、合併浄化槽にしてほしいと思います。</p> <p><b>【後日追記】</b> 本町の合併浄化槽に係る補助金制度では、修繕費として上限25,000円の補助金はありますが、壊れた際に新しく設置する補助金はありません。本町には設置されて30年以上経過している合併浄化槽が約150基あり、ここ数年で要望があっていることから、現在、更新に係る補助金を検討しております。</p> <p>また、単独浄化槽に対する補助金については、環境保全の面から合併浄化槽への転換を進めているところです。単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合には、合併浄化槽の本体の設置補助金に加え、単独浄化槽の撤去に対する補助金及び宅内配管の設置に対する補助金を交付しておりますので、ご検討のほどお願いいたします。</p> <p>この内容については第2区区長さんに連絡させていただきました。</p>

No.	質疑内容等	回答など
18	<p>農業用水路について、現在の補助率は1/3。普段、農業者の方が草を切っており、作物を作っている間は維持管理をしているが、水路に対する補助は2/3くらい無いと厳しい。</p>	<p>法定外公共物の場合は1/3ですが、農業排水施設の改良であれば1/2の補助があります。 1/2の補助率を2/3に上げることが難しいとは思わないので、持ち帰って検討します。 まずは、1/2の補助が活用できるのか産業振興課にご相談をお願いします。</p>
19	<p>小松の水車跡地について、草刈りを町と一緒にしている。今後もこのまま継続していかなければならないのか。</p> <p>小松の方にアンケートをとった結果、更地にして水路も埋めて、公園にするのが良いという意見が多かった。</p>	<p>最初は取り壊していいと結論が出たと産業振興課長より聞いていましたが、その後、壊すのを先延ばしにしたと報告を受けていました。</p> <p>都市公園などの町が整備する公園には該当しないため、新たに公園をつくる方法があるのか、どのような検討ができるのか確認し、地域担当職員に伝えます。</p> <p>【後日追記】 当該箇所を公園とすることは可能ですが、町では都市公園以外の公園整備は行っていないため、公園整備自体は地元で行っていただく必要があります。また公園が整備された場合でも、草刈りについては引き続き地元住民の方々で行っていただく必要があります。 水車小屋等の利活用等につきましては、小松組合の方たちとアンケートの結果も踏まえて、協議を行っていきます。</p>

No.	質疑内容等	回答など
20	グリーンパークの奥に都市計画道路が計画にあがっていたと思うが、奥を民間業者が土をとると聞いている。将来的に宮浦インターへ抜けるようになるのか。	<p>計画としてはまだきちんとしたものではありません。基山町も使える場所が限られているので、未利用地としてはあの辺りは唯一残された開発しても問題ない場所ではないかと思っています。</p> <p>ただ、現在抱えているものも多いので、それらを整理してからになります。道路については未定です。何か大型の開発があるならば道は必要になりますが、現在、道だけ作っても仕方がないと考えています。</p>